

令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算不認定への対応

令和5年9月27日の香芝市議会第4回定例会で、令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算が不認定となりました。本市では不認定となった3つの理由に対して、以下の様に対応しましたので、地方自治法233条第7項の規定により公表いたします。

不認定の理由（1）

調定額及び不納欠損処理について不正確な処理を行ったことから、令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算について不認定とされたもの

対応について

地方税法（昭和25年法律第226号）第18条第1項の規定による時効の完成により、令和5年3月24日に徴収権が消滅した延滞金において、令和4年度に不納欠損処理をすべきところ、収納未済額として翌年度に繰り越されていたことについては、令和5年11月6日に不納欠損処理を行った。

また、同項の規定により令和5年5月8日に徴収権が消滅した延滞金においても、令和5年11月6日に不納欠損処理を行った。

不認定の理由（2）

滞納処分の執行停止通知が過去10年間で1通も発送されていないことから、令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算について不認定とされたもの

対応について

地方税法第15条の7第2項の規定による滞納者への執行停止通知を怠っていたことから、令和6年3月11日に執行停止通知を行った。

不認定の理由（3）

歳計現金に歳入歳出外現金が含まれており、決算書、決算説明書及び実質収支に関する調書の数値が間違いであることから、令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算について不認定とされたもの

対応について

不当利得返還金において、歳入歳計外現金とすべきところ歳計現金として不適切な歳入処理を行ったことについては、是正措置の検討中に最高裁判所の上告棄却の判決があり、大阪高等裁判所の判決が確定したことにより歳計現金の扱いとなった。